

アルケイアー記録・情報・歴史
第七号 二〇一三年三月 一三一―一五一頁
南山大学史料室

史料学としての系図学入門

南山大学文学部人類文化学科
青山幹哉

Medieval Japanese Genealogies as Historical Documents

Department of Anthropology and Philosophy, Faculty of Humanities,
Nanzan University

AOYAMA Mikiya

archeia: documents, information and history
No.7 March, 2013 pp.131-151
Nanzan University Archives

はじめに

一 系図の定義と種類

二 系図の論理

三 系図の機能

(一) 出自の明確化

(二) 相伝の正当性

(三) 一族・一家の結束

(四) 家宝

(五) 鎮魂・祝禱

まとめとして

史科学としての系図学入門

青山幹哉

はじめに

二〇〇七年度から二〇一一年度まで、私は、南山大学における図書館司書資格科目「資料各論」（川崎勝教授）の中で、「系図資料論」という講義をする機会を得た。本稿は、その時の講義ノートを基にして、系図についての基礎知識を確認し、系図の機能について整理した史料学的な概論である。

日本の近代歴史学は、久しく系図に歴史資料としての価値を認めない立場を採ってきたが⁽¹⁾、一九八〇年代以降はその風潮も改まり、系図に対する歴史学的研究が進むようになった⁽²⁾。しかし、依然として系図に歴史資料的価値を認めない論者もいれば、逆に何の傍証もないにも関わらず、偽系図にも何かしら歴史事実の反映があるとする論者も散見される。

系図は歴史叙述の様式の一つである。系図記載事項の何を歴史事実と見なすのか、については、対象とする系図の史料的人格を十分に踏まえた上で、慎重に考察していく必要がある。本稿が、そのための一助となればまこと

に幸いである。

なお、本稿で対象とする主たる時代は中世であり、中世系図学に関する私の基本的な考え方は、かつて発表した先稿⁽³⁾とほぼ変わっていない。

一 系図の定義と種類

系図の史料学を学ぶに当たっては、まず、系図の概念を明確にする必要がある。本稿では、系図の基本定義を「一定条件に該当する人物名を継時的に連鎖させて記したものとす⁽⁴⁾る。したがって、広義の系図には、「交名⁽⁵⁾」の一種である「歴名⁽⁶⁾」、「補任帳⁽⁷⁾」等も含まれる。また、この基本定義にある「一定条件」を「親子関係（擬制を含む）」としたものが、狭義の系図となる。本稿では、この狭義の系図を考察の対象とする。

次に、系図の形態の種類について考察する。系図は、その形態から大きく三つ、すなわち、①系線を用いない文章系図、②系線を用いた線系図、③絵系図、に分類できる。

文章系図は、その名の通り、親子関係などによる人名連鎖を文章で表現したものである。人類史で最も古い文章系図の一つとしては、『旧約聖書』創世記第五章の「アダムの系図」を挙げることができるだろう。日本古代における実例としては、埼玉県稲荷山古墳出土金錯銘鉄剣⁽⁸⁾に見える杖刀人首の系図がある。これは、獲加多支鹵大王（雄略天皇）に仕えた乎獲居臣⁽⁹⁾の系を一系で記載したものである。

ただし、文字化されなかった口唱系図の存在も忘れてはいけない。『古事類苑』姓名部には「揚言系譜」として、

まず、『古事記』に見える意富多々泥古（大田田根子）の口唱系図が挙げられ、次いで『保元物語』等、多くの軍記物に見える武士の名乗り（氏文読み）が紹介されている。

『古事記』中巻 崇神天皇 天皇の間ひ賜はく、「汝は、誰が子ぞ」とひたまふに、答へて白ししく、「僕は、大物主大神の、陶津耳命の女、活玉依毘売を娶りて、生みし子、名は櫛御方命の子、飯肩巢見命の子、建甕槌命の子にして、僕は意富多々泥古ぞ」と、白しき。

『保元物語』「官軍方々手分ケノ事并ヒニ親治等生ケ捕ラルル事」（宇野親治が敵に対して言うには）撰津守頼光が弟、大和守頼親ガ後胤、中務丞頼治孫、下野権守治弘ガ子ニ宇野ノ七郎親治トテ、大和国宇野ノ郡ニ年来居住シテ、未弓箭ノ名ヲクダサズ。

このような口唱系図を前段階として、文章系図が成立していったのであろう。中世における文章系図としては、「松浦先祖代々末流次第（写）」（有浦文書）を挙げることができる。これは、源久を父とする五人の子（原持・石志増・荒久田聞・神田広・佐志調）の流れを書き上げ、延応二年（一二四〇）六月二十五日付けて注進した、とするものである。

次に線系図に移る。線系図はさらに、豎系図・横系図・車系図（円形系図）の三種に分類できる。

本稿では、系図の紙面に引かれた線を系線と称する。中世の公家日記である『建内記』文安四年（一四四七）三月廿三日条や『実隆公記』文明十三年（一四八一）正月八日条裏書を見ると、系図の中で線をもって父子を繋ぐこ

とを「釣る」と称したことがわかる。⁽¹⁰⁾これゆえ、親子兄弟を結ぶ系線をとくに「釣線」とも言う。また、文字は墨書を常とするが、系線は朱を用いることが多かった。⁽¹¹⁾

豎系図は、前述した文章系図の「生む」「娶る」などの動詞を除き、代わりに系線を用いた様式から発達した。承和年間（八三四～八四八）の作である「円珍俗姓系図（和気系図）」（三井寺所蔵⁽¹²⁾）や、八七〇年代の作と推定される「籠名神社祝部氏系図（海部氏系図）」（海部氏系図）（籠神社宮司家所蔵⁽¹³⁾）が著名である。大きさは、前者が二九・四cm×三二・三・三cm、後者が二五・七cm×二二・八・五cm、であり、豎系図の名称の由来通り、縦長の構図となっている。

横系図は、系線を行の下段から左隣の行の上段まで伸ばして、継承関係を示す系図である。全体の構図は豎系図と異なって横長となり、そのため卷子だけでなく、折本、冊子の形状でも表現しやすくなる。中世前期までは、主軸となる幹（嫡流）を右に寄せ、その左に枝（庶流）を伸ばして子孫を記す書式（図1）が多かったが、近世には一行に一人のみを記し、子も兄弟も隣の行に次々と移す書式（図2）となった。

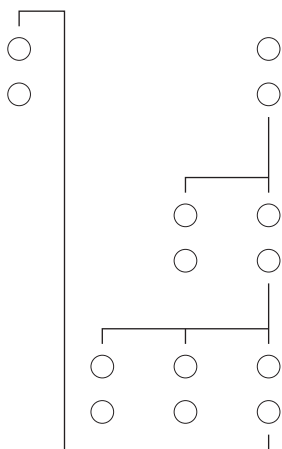


図1

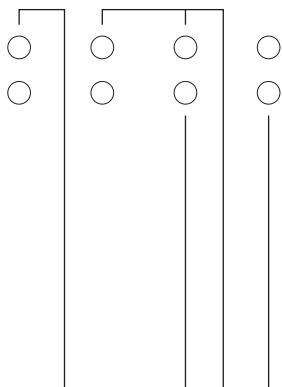


図2

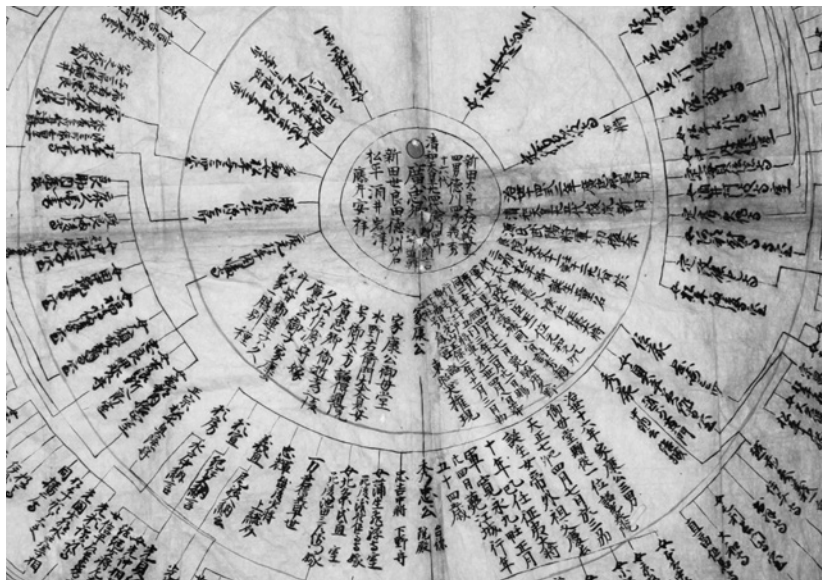


写真1 松平広忠子孫系図 (部分)

図1タイプの实例としては、中条家文書所収の「桓武平氏諸流系図」(山形大学附属図書館所蔵¹⁴)などが挙げられる。

車系図は、図の中心に始祖を据え、同心円を順次描いて、子の世代・孫の世代・曾孫の世代……と記す系図である。このような図示によって、誰と誰が同世孫なのか、視覚的に認識させることができる。漢族の族譜・宗譜¹⁵を見ると、紙面上に始祖よりの同世孫を同列に記す書式のものがある。車系図もまた始祖から「第○世」であることを強調する特徴においてそれらの族譜・宗譜と同様であるが、円形であるだけに分立する諸流間の上下関係は視覚的には認識しづらい。逆に言えば、上下関係を曖昧にしたものとなっている。

写真1は、車系図である「松平広忠子孫系図」¹⁶である。中央の「(朱丸) 広忠卿」を墨線の円で包み、一世代毎に朱線の円を描き、合わせて六本の同心円で囲む。徳川将軍は、「家康公」―「秀忠公」―「家光

公」―「家綱公」―「綱吉公」、と五代まで記載されており、「綱吉公」にはなんの注記もない。綱吉の従兄弟「綱豊」には「甲府三位宰相」と注記されているので、かれが参議となった一六八〇（延宝八）年から、権中納言に昇進した一六九〇（元禄三）年までの間が、本系図の（原型）作成時期であった可能性があらう。

この車系図は、松平氏と家康以下の徳川氏が波紋のように広がっていく様を描き、徳川氏と松平諸氏との連環を強調するものである。

絵系図は、人物の図像をもって歴代を描いた系図である。若狭国一宮・二宮の神職を世襲した笠氏歴代の図像を描き連ねた「若狭国鎮守神人絵系図」（京都国立博物館蔵）⁽¹⁷⁾が有名である。奇数代は神、偶数代は俗人とする伝承に基づき、この絵系図では、奇数代を礼盤に座る束帯姿、偶数代を上置に座る衣冠姿、として描き分けられた。

この絵系図の多くは、僧侶・門徒の法脈・師弟の関係を示した、宗教者の系図である。とくに初期真宗の仏光寺流によって、南北朝時代に作られた絵系図は多く現存している。⁽¹⁸⁾これらは、草創期仏光寺門徒団の名簿としての役割を果たし、その後は絵過去帳として使用されたらしい。⁽¹⁹⁾また、仏光寺本山本「絵系図」（佛光寺蔵）⁽²⁰⁾冒頭に仏光寺創建者の了源とその妻了明尼の画像が描かれているように、絵系図では、系図の筆頭者も含め、かなり多くの門弟たちが僧形の男女一対として描かれている点にも特徴がある。⁽²¹⁾

二 系図の論理

狭義の系図、すなわち「親子関係（擬制を含む）にある人物名を継時的に連鎖させて記したもの」に内在する論理は、「出自の論理」である。

人類学の教えるところに拠れば、出自 (descent) とは、特定の祖先からたどることのできる親子関係の連鎖によって、個人を特定の集団またはカテゴリーに所属させる原則であり、任意の権利・義務を世代を超えて伝達する様式と係わるものである。伝達されるものの内容は、財産、姓、地位、称号、居住権、集団成員権など、様々である。そして、これらの伝達を一方の親、すなわち一方の性 (sex) によって限定する様式を単系 (unilineality) といい、父親を通じて出自をたどる様式を父系 (patrilineal) または男系 (agnatic)、母親を通じてたどる様式を母系 (matrilineal) または女系 (merine) という。また、父親からは父系出自をたどり、母親から母系出自をたどって、双方の集団に両属する様式を二重単系 (double unilineal) といい、父母の性にこだわらない様式や選択可能な様式を非単系出自 (non-unilineality descent) あるいは共系出自 (cognatic descent) という。

日本の系図は、まず父系出自であり、記載される性も圧倒的に男子であった。たとえ、母系出自の系統の一部を含むとしても、表向きは父系出自の系図として表現されることが多い。ただし、母系出自を明確に示す系図が絶無というわけではない。柳田国男が「巫女考」の中の一節で「越前のテテと称するある神官の家の系図を見たが、十数代の間婦女から婦女に相続の朱線を引き、夫の名は女の右に傍註してあった」と記しているように、女性宗教者の系図には母系出自のものがあった。また、柳田が同書で触れているように、鹿島社で神に仕える「御物忌」は社人の東長門守家から選ばれる女性であるため、その継承を記した「物忌相続次第」（鹿島神宮所蔵）は、女性

保存の理由には、「出自の論理」とそれと絡み合う形で「相伝の論理」が存在した。

また、「家業」（厳密には「^う氏の業」か）の相伝を示す系図もある。壬生本「医陰系図」は、和氣・丹波・惟宗氏の医道三氏、賀茂・安部氏の陰陽道二氏の系図である。²⁸これは、特定の技芸を継承すべき出自として、他の一般的な貴種の出自とは区分された集成系図である。同様の系図としては、多・豊原氏など楽人の系図である「楽所系図」も挙げるができるだろう。これら特定の芸道を継承すべき氏族も、その芸道の確かさを証明するため、「家業（相伝）」の論理による系図をもつようになった。

三 系図の機能

本節では、様々な要求に応じて系図が果たした機能について考察する。ただし、系図の機能は、作成当初に想定されたものだけでなく、系図が書き継がれ保持されていく過程の中で、積み重なり複合して変化していくことを理解しておいてほしい。

(一) 出自の明確化

出自によって何らかの特権が主張できる典型的な社会は、世襲制貴族社会である。このような体制では、出自を明確にする公的な記録が必要である。古代日本において編纂された『新撰姓氏録』（弘仁六年（八一五）成立）は狭義の系図には該当しないものの、「冒名冒蔭の盛行による姓氏秩序の混乱を收拾するために諸氏の出自と賜氏姓の推移の明確化²⁹」を期したものとされる。

第一節「豎系図」項で紹介した「籠名神社祝部氏系図」には「丹後国印」が捺されており、この系図は、神職である祝部の氏姓を確認するため丹後国庁に提出され、そこで認証されたものであるらしい。これもまた系図による出自の明確化の一例であろう。

古代末から中世にかけて作成された「藤氏系図」「源氏系図」「平氏系図」⁵⁰などの氏系図は、基本的に氏集団の成員を示すものであり、出自による貴種身分を明確化するものであった。

* 出自集団の記載範囲から見ると系図は、①氏の構成員集団を示す氏系図、②「一門」「一流」等の構成員集団を示す一門系図、③家構成員集団を示す家系図、④一人から一人への限定継承を示す一系系図、の四種に分類できる。

しかし、中世では、公的機関による出自確定の方法―系図管理―は行われず、洞院家による『尊卑分脈』編纂や、三条西実隆による系図作成の事例等に示されるように、系図集編纂・系図の権威付けは、有職故実家としての名声をもつ特定の一族や個人の手に委ねられた⁵¹。また、『尊卑分脈』採録に当たり、洞院家が各系図についてその真偽を調査したか否かは、はなはだ疑問である。収録系図の精粗を見ると、提供された系図を（一部に形式の統一⁵²はあったにせよ）そのまま採ったのではないだろうか。そうであれば、実力者による偽氏（出自詐称）も黙認されたと思われるべきであり、あるいはここに中世社会の主意主義的な心性の存在を想定すべきかもしれない。

いずれにせよ、王朝との関係が生じたところで、武士には氏姓出自の明確化が求められたわけであり、それを端的に示すものが官位叙任であった。系図の中の人名に付せられた小書に官途・位階の記載が圧倒的に多い理由もおそらくここにある。鎌倉―南北朝時代には、武士の王朝官位への任叙に際し、それに相応しい出自（身分）であることや、先祖の官職任補の先例を示すために、系図を提出することがあった。その実例は、前田本『玉燭宝典』紙

背文書所収系図である。これらの系図は室町幕府の引付方・内談方・官途奉行であった二階堂道本（行秀）宛に、貞和年間（一三四五～一三五〇）頃、訴訟と任官申請の際に提出されたものであった。⁽³³⁾

三等官^{ジョウ}以上への初任には、それなりの出自が要求される。中世武士がおのれの出自を藤原氏・源氏・平氏といった貴種に求めるようになったのも、このためであろう。

さらに就職（仕官）の際に、親族の系図を提出することもあった。『看聞日記』永享四年（一四三二）六月十九日条には、小川有長が足利義教の御所侍に推薦された時、親兄弟から親類に至るまで注進することを求められ、「以系図^ニ親類悉注進^シ」したとある。⁽³⁴⁾ 身元調査にも系図は利用された。

（二） 相伝の正当性

系図が、権利・職掌・資格等の継承を正当化する機能をもっていたことは、すでに前節で述べたので、ここでの説明は省略する。

（三） 一族・一家の結束

鎌倉時代後半になると、惣領制解体の危機のもと、一族の団結を企図して一門系図が作成されるようになった。網野善彦によつて紹介された「大中臣氏略系図」⁽³⁵⁾はその代表例である。この系図は、常陸国の豪族那珂氏が、大臣（藤原）氏を遠祖とする原系図に、一門の所領注文を書き加え、延慶二年（一三〇九）頃、丹波国に移住する庶子に書写して与えた系図と推測される（さらに移住した庶家によつて室町時代末まで書き継ぎされる）。

南北朝時代には、「平姓」を結合原理として、武蔵の秩父平氏、相模の中村系平氏らが「平一揆」という同族一

揆を結んだ⁽³⁷⁾。同族であることを結合原理とした武士の一揆(党)としては、南北朝時代、ほかにも「藤氏一揆」「白旗一揆」「紀清両党」「松浦党」などがはあった。もちろん、この種のものは、父系のみならず母系、さらに擬制の親戚関係も含めての「同族」であろう。戦国時代における同苗一揆(同じ苗字(名字)の同盟)もまた同様である。そして、このような協力体制を視覚化するものこそ、氏系図・一門系図であった⁽³⁸⁾。

氏系図や一門系図だけでなく、家系図も家中の結束を高めるために利用されることがあった。天正十四年(一五八六)に山内隆通が没した後、隆通の妻(熊谷信直女)は毛利氏の人質となつてゐる実子広通を守り、「折二諸天⁽³⁹⁾ニモ、万大事ト思食而、加様之系図共、為ニ穿鑿⁽⁴⁰⁾、呼⁽⁴¹⁾ニ集⁽⁴²⁾テ家中之老臣ヲ、取⁽⁴³⁾ニ出古今之重書ヲ」改めたという。このように、結束を求める系図は、おおむね危機に直面した時、作成されることが多い。

(四) 家宝

制度としての「家」が確立すると、家祖から自己に至る一系を強調した家系図が成立する。そこには、家への帰属感、家の永続という幻想、家の名誉、等々といった諸観念が含意されるようになることが多い⁽⁴⁰⁾。

近世では、系図について「子孫ノ外、他見ヲ許スコト勿レ」「他見ヲ憚ルベシ」と訓戒され、たやすく他家の者に披見を許すべきものではなくなつた。こうして、家系図は代々継承すべき家宝となつていった。そのため、系図を他者に譲渡することは厳禁とされた。

近代以降となつても、この意識は強く残つた。大正期の頃だろうか、鎌倉時代以来の名族である問註所氏の当主は「宝物は其の家にありてこそ始めて宝物としての光を放つものなり。夫れが他家にありて何程の値打あらん」として、分家が貧窮の余り、古文書を売却したことに對して「潔く餓死せよ」と叱つた⁽⁴¹⁾。当然、この対象には、家系

図も含まれたであろう。

かつて九州大学国司研究室が樋田文書・金光文書等を購入した際にも、「そのとき文書類は全て収められたが、系図・過去帳の類は母堂の希望で家に残されたのであった」ということである。また、茂木文書の調査の際、松本一夫は「茂木知瑞氏が吉成家に文書を譲るに際して、茂木家の存在証明として最も価値のある家系図と家臣給分注文だけは手許に残したもの、とみることもできよう」と記している。

(五) 鎮魂・祝禱

寺社に奉納される系図があった。熊野那智大社は、系図写をいくつか所蔵している。その一つである「塩谷系図(写)」には「正応二年(一二八九)三月廿三日/有道家時在判/系図正文御宝前在之、塩谷又太郎家時自筆状也」とあり、これ以前に塩谷家時自筆の家系図が那智の神に捧げられたことを示している。高野山への系図奉納も行われたらしい。死者となった先祖の名を刻む系図は、一族の過去帳でもあった。

また、寛文七年(一六六七)にまとめられた『奥相茶話記』は、陸奥国相馬中村の大名相馬氏の歴史を叙述したもののだが、その冒頭部に相馬家の系図を預かる重臣米々沢(目々沢)氏についての記載がある。さらに、米々沢氏はその屋敷の中で祈禱師を扶持し、相馬系図の虫干しの際には、当主とその祈禱師が余人を交えず終日ともにあった、と伝えている。この記述に着目した福田晃は、この祈禱師を祝言・祈禱を行う陰陽師とし、このような職が系図管理に不可欠であり、同時に相馬家の歴史の語り部であったと推定した。

この相馬氏系図にまつわる事例は江戸時代初頭のことと思われるが、それ以前から系図に鎮魂・祝禱の機能が秘められていたと想定することは可能であろう。無論、江戸時代以降も、このような役割が系図に求められたことは

言うまでもない。その代表的な例は、系図祭である。系図祭とは、系図を中心を集まって行う同族祭祀のことで、「国東半島では本家やザマエ（神事を行う当番）の家に集合し、そろって先祖墓やその他それに類するもの（塔、むくの老木、妙見様など）に詣り、系図を所蔵していると墓前かザマエの家で読み上げるとい⁽⁴⁶⁾う」ものである。

まとめとして

系図を史料として扱う際には、重要なことは、系図がある意図をもって編纂された歴史叙述の資料であることを十分に認識することである。その上で、その系図に何が記載され、何が記載されていないかを調査し、作成意図を把握、さらに、事実と虚構の歴史叙述を峻別してそれらの叙述の背景を考察するのである。

なお、本稿では、系図作成・利用者の具体的実相について触れることができなかった。とくに、戦国時代以降の系図家（系図作り）と軍記語りについては、同じ知識人層を基盤としている可能性が高い。残した問題については、別稿を期したい。

註

- (1) 戦前においてこの例外は太田亮であった。太田の研究としては、『家系系図の合理的研究法』（立命館大学出版部、一九三〇年。同書は、戦後、『家系系図の入門』と改題され、一九六七年に人物往来社、一九七七年に新人物往来社から、一九九五年に東洋書院から復刊）、「系図と系譜」（『国史研究』会編輯『岩波講座 日本歴史』第十二回配本八、岩波書店、一九三四年）等を参照。
- (2) この間の研究史については、飯沼賢司「系譜史料論」（『岩

- 波講座日本通史』別巻三、岩波書店、一九九五年、所収）等を参照。なお、近年の研究として、次の著書を紹介しておく。
- 峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』上・下 高志書院、二〇〇七年
- 九州史学会編『境界のアイデンティティ』『境界からみた内と外』（九州史学）創刊五〇周年記念論文集 上・下 岩田書院、二〇〇八年
- (3) 拙稿「中世系図学構築の試み」（名古屋大学文学部研究論集）史学39号、一九九三年、所収）、のち、義江明子編『日本家族史論集7 親族と祖先』（吉川弘文館、二〇〇二年）に再録。
- (4) 樺山紘一責任編集『歴史学事典』第6巻 歴史学の方法（弘文堂、一九九八年）の「系図（日本古代・中世）」項（佐伯有清執筆）では、系図を「古代氏族・中世家族などの系統・統柄を始祖に遡って歴代の人名・事績を書き記したものの。系譜ともいう。」と定義している。
- (5) 系図形態の変化については、太田亮の研究（注1所掲書）に従う。古代の系図形態については、義江明子「日本古代系譜様式論」（吉川弘文館、二〇〇〇年）等を参照。
- (6) 図像は、埼玉県立さきたま史跡の博物館のホームページ http://www.sakitama-nuse.spec.ed.jp/index.php?page_id=334 等を参照。
- (7) 山口佳紀・神野志隆光校注・訳「新編日本古典文学全集1 古事記」（小学館、一九九七年）一八四～一八五ページ。
- (8) 栃木孝惟ほか校注「新日本古典文学大系43 保元物語平治物語承久記」（岩波書店、一九九二年）一七ページ。
- (9) 瀬野精一郎編『松浦党関係史料集』第一（続群書類従完成会、一九九六年）68号。瀬野氏は当該史料を「要検討」史料としている。
- (10) 桃裕行「ツリ（釣）とツル（蔓）」（国史大系月報付異本公卿補任）吉川弘文館、二〇〇一年、所収。初出一九六六年）参照。
- (11) 朱線は血筋の意とする説があるが、私はその明確な根拠を確認できていない。
- (12) 図像は、三井寺のホームページ <http://www.shige-middera.or.jp/treasure/document/01.htm> を参照。
- (13) 図像は、元伊勢籠神社のホームページ <http://www.motoise.jp/main/houmotu/keizu1.html> を参照。
- (14) 図像は、山形大学小白川図書館のホームページ <http://www.lib.yamagata-u.ac.jp/main/lib/rarebooks/nakajo/nakalink.php?key=263> を参照。
- (15) 多賀秋五郎「中国宗譜の研究」上・下（日本学術振興会、一九八一・八二年）参照。なお、二〇〇二年から活動している東アジア史料研究編纂機関協議会（日本の理事機関は東京大学史料編纂所）では、東アジアの系図が研究対象の一つとなっている。

- (16) 個人蔵。縦一〇三・〇cm×横一〇九・二cm、料紙は縦四枚×横三枚(計十二枚)。接統部分ほかに裏打ちがある。
- (17) 図像は、京都国立博物館のホームページ <http://www.kyohaku.go.jp/syuzou/index01.html> を参照。
- (18) 信仰の造形的表現研究会編『真宗重宝聚英 第10巻(同朋舎メディアプラン、二〇〇六年、初版一九八八年) 参照。
- (19) 平松令三「総系図の成立について」(『佛教史学研究』第24巻第1号、一九八一年、所収、同「総説 総系図」(前註書所収) 参照。
- (20) 図像は、真宗佛光寺派 本山佛光寺のホームページ <http://www.bukkoji.or.jp/houmotsu/index.html#houmotsu> を参照。
- (21) 遠藤一は、ここから教団における夫婦による道場経営の一般性を推測している(「総系図の成立と仏光寺・了明尼教団」ハ西口順子編『中世を考える 仏と女』吉川弘文館、一九九七年、所収)、のち、<http://www.gem.kurume-nct.ac.jp/~hajimema/keizu-ryounyouni.html> (公開)。
- (22) 以下の記述は、渡邊欣雄執筆「出自・出自集団」項(石川栄吉・梅棹忠夫ほか編『文化人類学事典』弘文堂、一九八七年)等に拠る。
- (23) 「御子の夫、修験の妻」(『定本柳田國男集』第9巻(新装版)、筑摩書房、一九六九年、初出一九一三年)二八二ページ。
- (24) 岡泰雄編『鹿島神宮誌』(鹿島神宮奉賛会、一九三三年)一六五～一六七ページ。
- (25) 個人蔵。縦三四・〇cm×横二〇六・七cm、料紙四枚。
- (26) 系図に書かれた人名への注記を「尻付」と称することもあるが、本来、「尻付」は人名の後に細字で施された注記の意である。これを採用すると、人名の脇に添えられた注記は「肩書」、頭に付けられた注記は「頭書」、といった具合に注の記載された位置によって用語を使い分ける必要が生じる。本稿では、系図に書かれた人名に注記された語句をまとめて「小書」と称することにす。
- (27) これについて、柳田國男は一九一八年に「家の話(の内の「偽系図」)の中で「史料編纂官の報告を見ても分る如く」と前置きして「中世の各家に貴重せられて居つた系図に至つては、要するに、其家の領地が慣習法上、適当に相続せられて居つた事を証明する、一種所謂手継文書の附属書類に過ぎなかつた」(『柳田國男全集』第7巻、筑摩書房、一九九八年、初出一九一八年以前)六九ページ)と指摘していた。大正時代以前から知られていたことらしい。
- (28) 詫間直樹・高田義人編著『陰陽道関係史料』(汲古書院、二〇〇一年)に史料翻刻と解題が収録されている。
- (29) 佐伯有清執筆「新撰姓氏録」項(『国史大辞典』第7巻、吉川弘文館、一九八六年)。
- (30) 第一節「横系図」項で挙げた中条家文書所収の「桓武平氏諸流系図」は、書き継ぎ部分を除けば、桓武平氏以外の平氏も含んだ「平氏系図」である。

- (31) ただし、文明八年（一四七六）頃から、足利將軍家が諸家系図を蒐集しており、あるいは幕府による系図管理が企図されたかもしれない（松蘭齋「中世公家と系図」△歴史学研究会編『シリーズ歴史学の現在6 系図が語る世界史』青木書店、二〇〇二年、所収▽参照）。
- (32) 江戸時代前期、天野信景はその随筆『塩尻』卷三十八「〇系図に諱を記すこと習ひあり」において、①辞官後の改名は「（前名）改（後名）」、②その家ですべて公卿に昇進した人が改名した時は昇進時の名を先とし「（前名）改（後名）」、③大臣公卿の家の人が在官中に改名した場合は「（後名）元（前名）」と系図の有職を紹介しているが、『日本随筆大成』第3期第14巻、吉川弘文館、一九七七年、二九六ページ）、これは『尊卑分脈』まで遡ることができるかもしれない。
- (33) 今泉徹「前田本『玉燭宝典』紙背文書所収系図に関する史的科学的考察」（今江広道編『前田本『玉燭宝典』紙背文書とその研究』続群書類従完成会、二〇〇二年、所収）参照。
- (34) 宮内庁書陵部編『図書叢叢刊 看聞日記』四（明治書院、二〇〇八年）六四ページ。
- (35) 網野善彦「桐村家所蔵『大中臣氏略系図』」（同『日本中世史科学の課題』弘文堂、一九九六年、所収。初出一九八二年）参照。
- (36) 図像と解説は、福知山市教育委員会生涯学習課の指定文化財のホームページ
- <http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/fukuchiyamaisanWEB/sieibunkezai/kononjyo/oonakatori.html> を参照。
- (37) 小国浩寿「足利尊氏と平一揆」（同『鎌倉府体制と東国』吉川弘文館、二〇〇一年、所収。初出一九九五年）参照。
- (38) 拙稿「八頭わす系図▽としての氏系図―坂東平氏系図を中心に―」（『伝承文学研究』五四号、三弥井書店、二〇〇四年、所収）参照。
- (39) 東京大学史料編纂所編『大日本古文书 家分け十五 山内首藤家文書』（東京大学出版会、一九八〇年覆刻）五七〇号。
- (40) 尾形勇責任編集『歴史学事典』第10巻 身分と共同体（弘文堂、二〇〇三年）の「家系（図）」項（筆者執筆）参照。
- (41) 東京大学史料編纂所蔵写真帳「問註所文書」（請求番号6171・91-58）所収「町野家が隠匿し居たる問註所家の古文書写」の序。
- (42) 恵良宏「宇佐八幡宮神官漆嶋氏とその古系図について」（『皇學館論叢』11-3、一九七八年、所収）に拠る。
- (43) 松本一夫「『茂本文書』調査報告」（『栃木県立文書館研究紀要』9号、二〇〇五年、所収）に拠る。
- (44) 『新編埼玉県史』別編4（埼玉県、一九九一年）系図一七―（二）号。なお、同書には同じく熊野那智社に奉納されたと思われる「笠井（葛西）系図（写）」も収録されている。
- (45) 「世継の伝統」（同『中世語り物文芸』三弥井書店、一九八一年、所収。初出一九七六年）を参照。なお、福田の

この指摘は、同時に系図と軍記物の繋がりを示唆したものである。

(46) 森謙二執筆「系図祭」項『日本民俗大辞典』上、吉川弘文館、一九九九年)

【付記】註で掲出したウェブサイトのURLは、二〇一三年二月末日現在のものである。

Medieval Japanese Genealogies as Historical Documents

AOYAMA Mikiya

Abstract

This paper examines Medieval Japanese genealogies in terms of styles, expressed logic, and purposes.

There are three types of genealogies in style: A) genealogies expressed by sentences without drawn lines; B) genealogies shown in figures with lines; C) genealogies represented by pictures. Oral genealogies can be assumed as the preceding style of A. B is further classified into three categories: a) vertical genealogies; b) horizontal genealogies; c) circle genealogies.

“Logic of descent” is expressed in genealogies. Overwhelming majority of Japanese genealogies is patrilineal, but genealogies like female mediums are sometimes expressed matrilineally. Genealogies also expressed “logic of inheritance” because descent brings inheritance of property, privileges and obligations of the family.

Genealogies are supposed to purpose to 1) specify of family descent, 2) legitimate inheritance, 3) strengthen family unit, 4) create family regalia, and 5) repose ancestors' souls. It should be noted that genealogies functioned to authenticate families' nobility because the Imperial court regarded it as important on the appointment of official status.

Therefore, when using genealogies as historical documents, fully appreciation is necessary that genealogies are made for specific purposes. Genealogies are worthy of use in historical research by understanding the purposes and distinguishing between facts and fictions.